○国土交通省告示第八百四十九号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第五十八条第一項の規定により東京都市計画晴海三丁目西地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年六月二十八日

国土交通大臣　石井　啓一

一　市街地再開発事業の種類及び名称
東京都市計画晴海三丁目西地区第一種市街地再開発事業

二　事業施行期間
事業計画の認可の公告の日から平成二十九年度末まで

三　施行地区
東京都中央区晴海三丁目の一部

四　施行者の名称
独立行政法人都市再生機構

五　事務所の所在地
東京都中央区晴海一丁目8番12号

六　事業計画の認可の年月日
平成十八年一月二十四日

七　事業計画の変更認可の年月日
平成二十八年六月二十八日

○関東地方整備局告示第二百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十八年六月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月二十八日

関東地方整備局長　大西　亘

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域　図面縦覧場所
一般国道　二百四十六号　東京都渋谷区渋谷二丁目二七番一地内　関東地方整備局及び同局東京国道事務所

二　制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年六月二十九日

○関東地方整備局告示第二百四十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年六月二十八日

関東地方整備局長　大西　亘

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
山梨県南巨摩郡富士川町青柳町字整理地一一四七番二から同町青柳町字整理地一五七〇番三まで	前	二二・六七～一七・〇四メートル	四五・五四～二三一・五一キロメートル
	後	二〇・一六八メートル	〇・一六八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二百四十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年六月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月二十八日

関東地方整備局長　大西　亘

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百四十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
東京都渋谷区桜丘町一〇七番一二から同区桜丘町一〇七番七まで	前	五〇・〇〇～五三・四九メートル	〇〇・四一キロメートル
	後	五〇・〇〇～五三・九一メートル	〇〇・四一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局東京国道事務所

人事異動

内閣法制局

（国土交通省大臣官房付）国土交通事務官　田島　聖一
内閣法制局参事官（第二部）に転任させる

内閣法制局参事官（第二部）平嶋　隆司
国土交通省に出向させる（以上六月二十四日）

農林水産省

佐藤　成　小谷あゆみ
独立行政法人家畜改良センター監事に任命する（各通）（六月二十一日）

鈴木　直子　平川　泰彦
国立研究開発法人森林総合研究所監事に任命する（各通）（六月二十三日）

叙位・叙勲

○叙位

正四位に叙する
廣橋　説雄

従四位に叙する
小岩井長雄

従五位に叙する
伊藤　糺

糸井　利燿　小川　久生
杉山　竹男　曽根　修
成澤　續　前川　義正
（北海道警部）

従六位に叙する（各通）
兼村　善彦
仮谷　正次

正七位に叙する（各通）
木村　正三　塩田　修
松浦　敏陽
松江　利夫　三宅　重雄

従七位に叙する（各通）（以上五月二十三日）
（佐賀大学名誉教授）
杉谷　昭

従四位に叙する
加藤俊一郎　媚山　紀雄

従五位に叙する（各通）
中村　睦夫　服部　才和
小窪　實幸

正六位に叙する（各通）
阿部　定雄　小島　義世
鈴木　國雄　瀧井喜男一
平居　三星　堀江　保一
山崎　美明　横山　章

従六位に叙する（各通）
赤岩　克二　川田　源三
西塚　彦作　古内　英太

正七位に叙する（各通）
中込　金雄
中原　敏夫

清水　義範　中田　諄
春木　勝雄　松尾　直治
森田　岑　八田眞太郎

従七位に叙する（各通）（以上五月二十四日）